



国海査第 57 号の 2
平成 24 年 5 月 22 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齊藤 弘 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 園田 敏彦



消防設備の承認試験基準の制定について

標記について、下記に掲げる消防設備のプロトタイプ品に係る承認試験につき、別紙のとおり承認試験基準を制定いたしましたので、ご連絡いたします。

なお、本承認試験基準は、平成 24 年 5 月 22 日から適用されますが、平成 24 年 6 月 30 日以前に建造され、又は建造に着手された船舶に搭載される物件については、本承認試験基準によらず、なお従前の例によることができます。

記

- 別紙 1 火災探知装置(位置識別機能付火災探知装置を除く。)の承認試験基準
- 別紙 2 位置識別機能付火災探知装置の承認試験基準
- 別紙 3 煙探知器の承認試験基準
- 別紙 4 熱探知器の承認試験基準
- 別紙 5 固定式火災探知警報装置(キャビンバルコニー用)の承認試験基準



消防設備の承認試験基準について

1. 今般制定する承認試験基準の位置付けについて

火災探知装置を始めとする固定式消防設備は、個船ごとに部分的な機能は同一であるものの、設備全体では区画配置等の観点から設計仕様が個船ごとに大幅に異なる構成となっている。

このため、固定式消防設備については、従前から、型式承認の対象物件とせずに、一品ごとの個品検査で対応している状況である。具体的には、プロトタイプ品について JG 予備検査にて承認試験を実施し、その後、マスプロ品について HK 一品検査を実施している。

今般、FSS コード第9章全面改正に伴い、試験基準の内容について見直しは行いが、検査体制は従前と同様の取扱いにより対応することとし、JG 予備検査にて承認試験を実施するための試験基準を制定するものである。

2. 火災探知装置(位置識別機能付火災探知装置を除く。)及び位置識別機能付火災探知装置の承認試験基準

火災探知装置(位置識別機能付火災探知装置を除く。)及び位置識別機能付火災探知装置の技術要件は FSS コード第9章で規定されているが、今般、その内容が一部改正された。FSS コード同章では、装置の一部を構成する制御盤(電源切換部及び制御盤本体から分離して設置される表示器を含む。)について、EN54-2 及び EN54-4(又は主管庁が適当と認める基準)に従い試験することを規定していることから、当該欧州統一規格(以下「EN 規格」という。)の試験内容を精査し、その適用を検討した。

その結果、承認試験基準の構成として、一義的には従前から規定している試験方法及び判定基準によることとし、EN 規格の試験方法及び判定基準の適用は製造者の希望により任意に選択できることとしている。

3. 煙探知器及び熱探知器の承認試験基準

煙探知器及び熱探知器の技術要件は FSS コード第9章で規定されているが、今般、その内容が一部改正された。FSS コード同章では、煙探知器及び熱探知器について、EN54(又は主管庁が適当と認める基準)に従い試験することを規定していることから、当該 EN 規格の試験内容を精査し、その適用を検討した。

その結果、承認試験基準の構成として、一義的には従前から規定している試験方法及び判定基準によることとし、EN 規格の試験方法及び判定基準の適用は製造者の希望により任意に選択できることとしている。

4. 固定式火災探知警報装置(キャビンバルコニー用)の承認試験基準

固定式火災探知警報装置(キャビンバルコニー用)の技術要件は FSS コード第9章で規定されている。FSS コード同章では、固定式火災探知警報装置(キャビンバルコニー用)について、承認のためのガイドラインである MSC.1/Circ.1242 によることと規定していることから、当該ガイドラインの試験内容に基づき、承認試験基準を策定した。